

第29回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成29年11月9日（木）午後1時30分

2 開催場所

岐阜家庭裁判所大会議室

3 出席者等

(委 員)

荻野太司，柏田健次郎，勝俣安登武，川田基弘，小島基行，佐久間仁，佐藤俊正，澤田泰昭，田村眞，富田有香，中村昭子，山田直実（五十音順，敬称略）

(事務担当者)

家裁首席書記官，首席家裁調査官，次席家裁調査官，家裁訟廷管理官，家裁事務局長，家裁事務局次長，家裁総務課長，家裁総務課課長補佐

4 議 事

- (1) 各委員の紹介
- (2) 委員長選出
- (3) 前回委員会での提言に対する報告
- (4) 家事調停制度利用についての窓口説明の実演
- (5) 家事調停制度の概要説明
- (6) 受付窓口，待合室，調停室の見学
- (7) 窓口説明等に対する意見交換 意見交換の要旨は別紙のとおり
- (8) 次回期日 平成30年5月22日（火）午後1時30分
- (9) 次回の意見交換の主なテーマについて（未定）

(別紙)

意見交換の要旨

- (A 委員) 調停委員は、民間人ということであるが、どのように選任されるのか。また、調停委員に対して研修などは行っているか。
- (事務担当者) 調停委員は、岐阜家庭裁判所で選考等をして相当と思われる人物を最高裁判所に推薦し、最高裁判所が審査をして任命する。その中から、事件ごとに調停委員を指定する。
- 初めて調停委員となる人に対しては、基礎知識を身に付けさせる研修を行っている。
- (B 委員) 裁判所では、新任調停委員に対する研修に加えて、全調停委員を対象とした研究会等も定期的に実施している。さらに、調停委員が自主的に組織している調停協会が主催する研究会等も行われている。
- (C 委員) どういう職種の人が、どうしたら調停委員になることができるのか。また、定年が決まっているのか。
- (事務担当者) 調停委員は、原則として40歳以上70歳未満のものから任命され、その任期は2年となっているが、再任をすることもできる。調停委員には弁護士や社会福祉士などの専門家もいるが、会社員や専業主婦、仕事を定年退職して無職の人もいる。調停委員を希望する場合は、岐阜家庭裁判所に履歴書等の必要書類とともに申込みをしていただくことになる。その上で、岐阜家庭裁判所の調停委員選考委員会が面接等の選考を行い、相当である人物について最高裁判所に任命の上申を行い、最高裁判所が審査して任命する。
- (D 委員) 警察に配偶者の暴力や児童虐待についての相談がされる中で、調停がなかなか成立しないという話を聞くが、調停の成

立、不成立の割合を知りたい。

(事務担当者) 平成28年度、全国の裁判所で終局した家事調停事件のうち、調停が成立したのは7万3228件であり、不成立となつたのは2万4797件である。

(B委員) 実際に離婚調停事件を担当していると、成立する割合は6割前後という感覚である。ただし、当事者間で話がまとまり、申立人が調停を取り下げるによって終了する事件も相当数あるので、成立の数を見るだけでは調停の成果は分からずと思われる。なお、不成立に終わる事件の割合は2割前後という感覚である。

(D委員) 警察への相談者から、調停手続のために相談受理簿などの開示の要望があることがあるが、調停手続でどのように活用されているのだろうか。

(B委員) 当事者から提出される資料は、調停委員会、双方当事者にとって、共通の材料となるため、相談受理簿のような客観的な資料があると調停での話し合いが実のあるものとなる。

(C委員) 地域内に調停委員がいるが、地域内で家庭的な問題があった場合に、個人的に相談をして、アドバイスをしてもらうことができるのだろうか。

(委員長) 調停委員は、非常勤の公務員であり、公平性が求められる立場にあることを理解していただく必要がある。裁判所外で個人的な助言をすることには慎重であるべきである。手続を知りたいということであれば、裁判所で手続説明を受けていただくことができるし、さらに踏み込んだ法律相談であれば、法テラス等も活用して弁護士に相談をしていただくことになる。

(E委員) 家事調停事件の動向について、岐阜の特徴というのはあるの

だろうか。

(事務担当者) 特に岐阜だからといって目立った特徴はないが、全国的に家事調停事件は右肩上がりで増加しており、近時の特徴として、子の監護に関する調停が増えている。

例えば、子の親権をどちらにするかを決める調停や別居した親に子どもをどうやって会わせるかという面会交流に関する事件が増加している。特に、少子化や父親の育児参加が増えたことによる影響で面会交流事件が増加している。

(F委員) 調停に代わる審判について、もう少し説明してもらいたい。

(B委員) 調停に代わる審判とは、調停期日で、合意をすることはできないが、調停委員会として、当事者双方のためになると考えた場合に、調停委員会の決定として審判という形で結論を示すものである。例えば、離婚調停において感情的な問題で合意したという形をとりたくないという場合、あるいは当事者が遠方に住んでいるとか体調が悪いという理由で裁判所に来られないが、電話等で内容について合意はできているというような場合に調停に代わる審判をすることがある。調停に代わる審判は裁判と同じ効力があるが、当事者が審判を受け入れられないと考えて異議を述べると、審判は効力を失い、調停は不成立となる。

(G委員) 調停で合意ができず裁判になったとき、調停の資料は、そのまま裁判の資料として使われるのか。つまり、当事者は、調停の資料を提出する際に裁判のことまで考えておかないといけないのか。

(B委員) 調停で提出された資料が、そのまま裁判の資料となるわけではない。裁判の資料とする場合は、改めて資料を提出していた

だくことになる。

(H委員) 裁判所の受付窓口で当事者に、申立時の書類について説明する際には、使用する資料に通し番号を付して、それと連動した一覧を作って示せば、どの資料の説明をしているのか分かりやすくなると思われる。

また、利用者は紛争のスピーディな解決を望んでいる。私の知り合いが家事調停を利用した際に、当事者や調停委員の都合で期日の間隔が空き、成立するまでに10か月くらいかかったと聞いた。先ほど説明にあった調停に代わる審判などは、早い解決に資するように思われる所以、このような解決方法も申立ての段階で説明したらどうだろうか。

(B委員) 調停に代わる審判は、あくまでも当事者の納得があるということが前提となるので、手続のスピードをあげる特効薬にはならないと思われる。ただ、迅速に手續を進める必要があることは御指摘のとおりであり、当庁では調停期日の指定を柔軟に行ったり、1回の期日の内容を充実させたりするよう努力をしている。しかし、期日を充実させるには、資料の準備をしてもらうなど、当事者にも相応の努力が必要であり、窓口説明の段階で、どの程度まで当事者の負担を説明するのかというのは悩ましい問題である。

(I委員) 裁判所内であっても、相手方に会うことに不安を覚える人も多いので、窓口で調停期日では待合室も別にしているという説明があった方がよい。また、離婚の調停が成立した後に必要な手續も、申立ての段階である程度説明した方が親切ではないかと感じた。

(事務担当者) 調停が成立した後に必要な手續については、成立した段

階で担当書記官から当事者に説明をしている。また、待合室を別にするという点については、窓口で話を聞いている中で相手に会いたくないという話が出れば、待合室も別にしているという話をさせてもらっている。

- (E 委員) ウェブサイトからダウンロードした申立書を利用しているケースはどのくらいあるのか。
- (事務担当者) 事件記録を見ている限りでは、ウェブサイトからダウンロードした申立書が利用されていることは多くない。
- (E 委員) 裁判所のウェブサイトは、家事調停だけではなくその他の情報も登載されているため、現状で利用者が目的のページまで到達するのは難易度が高いと思う。ユーザーが使いやすいようにする余地はあると思う。
- (I 委員) ウェブサイトには申立ての記載例もあるので、書式をダウンロードできれば、申立書の作成はできると思うが、郵便切手がどれだけ必要なのかという情報は、ウェブサイトでは分からず、結局、電話等で問い合わせをしなければならない。
- (事務担当者) 当庁では、ウェブサイトに事件類型ごとに必要な郵便切手を登載していないので、電話等で問い合わせをしていただき、納める郵便切手を説明しているが、御意見を踏まえて検討させていただきたい。
- (J 委員) 窓口での説明自体は分かりやすかったが、裁判所を訪れる人は、まず何を聞けばいいかが分からない人も多いと思われる。窓口説明で、ウェブサイト上のQ&Aを案内したり、配布資料にQ&Aを加えたりすることで、利用しやすくなると思われる。

以上